

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月28日 17経教細則第7号</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>(期末手当) 第8条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規程により受けることとなる俸給月額及びこれに対する都市手当相当の額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の212、12月に支給する場合においては100分の232を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた一週当たりの勤務時間を40で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第9条～第10条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 省略</p> <p>第2条 <u>平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規程の適用については、同条同項中「100分の212」とあるのは「100分の192」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略(現行どおり)</p> <p>(期末手当) 第8条 省略(現行どおり)</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規程により受けることとなる俸給月額及びこれに対する都市手当相当の額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の192、12月に支給する場合においては100分の217を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた一週当たりの勤務時間を40で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>第9条～第10条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(21細則第5号)

この細則は、平成21年12月7日から施行し、平成21年12月1日から適用する。